

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日と  
おき、  
その  
日)

## 目 次

### ◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定 ( 保 險 課 )

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

土地収用法に基づく事業の認定(管理課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

### ◇ 公 安 告 示 遊 技 機 の 型 式 の 検 定 ( 防 犯 少 年 課 )

## 告 示

### 鳥取県告示第七百九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口医院明治分院	鳥取市松上一三七一五	平成三年十月十五日
山口はるみ歯科医院	米子市道笑町四丁目九九一三	"
浜坂薬局	鳥取市浜坂一三五八一六八	"
吉田薬局	米子市両三柳四四八五十七	"
石丸こどもクリニック	鳥取市天神町三一十二	平成三年十月十九日
松田小児科医院	鳥取市大杖二二八十二	平成三年十月二十一日
石亀歯科医院	東伯郡東伯町大字徳万四九一七	平成三年十月二十二日
いえはら歯科	米子市河崎五七五一一	平成三年十月二十五日
だいせん薬局	米子市皆生一七五〇一五六	平成三年十月二十八日

医療法人社団大谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷二二一 一五	平成三年十月一日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五	"
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	"
大月歯科医院	倉吉市上井三三三一一六	"
赤松整形外科医院	米子市富士見町二丁目一〇一 三	平成三年十月十六日
尾崎クリニック	鳥取市吉方一一二一三	平成三年十月二十二日

鳥取県告示第七百九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
医療法人社団大谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷二二一 一五	平成三年十月一日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五	"
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	"
大月歯科医院	倉吉市上井三三三一一六	"
赤松整形外科医院	米子市富士見町二丁目一〇一 三	平成三年十月十六日
尾崎クリニック	鳥取市吉方一一二一三	平成三年十月二十二日

鳥取県告示第七百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七二四の二五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百九十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市湊山体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市大谷町地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第七百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年十一月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
上石見黒坂 停車場線	変更前	日野郡日南町上石見字牛洗 川下モ道下タ八四一―三 地先から同町上石見字寺ノ前 道下タ二八九―一地先まで	四・二 一五・五	六七五・〇
	変更後	日野郡日南町上石見字谷田 原ノ中七三三―一地先から 同町上石見字寺ノ前道下タ 二八九―一地先まで	七・〇 四二・〇	五八五・〇

路線名	区 間	変更前 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見日南線	日野郡日南町上石見字谷田原ノ中七七―四地先から同字七七三―五地先まで	変更前	一〇・五 一八・〇	一一一・〇
		変更後	一一・〇 三三・五	一一一・〇

鳥取県告示第七百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年十一月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月十二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
上石見黒坂停車場線	日野郡日南町上石見字谷田原ノ中七七三―一―地先から同町上石見字寺ノ前道下タ二八九―一―地先まで	平成三年十一月十二日
新見日南線	日野郡日南町上石見字谷田原ノ中七七―四地先から同字七七三―五地先まで	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十一月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	フラボー熱花組C	株式会社平和
"	キャビヨーカーC	"
"	ペラフツクスHC	"
"	ジェットスビナーC	"
"	スパニッシュスターHC	"
"	ハイキングKIDHC	"

“	プレイクチャンスDX	“	“	タイムスリッパ	“
“	ルーキーゼルドP-2	株式会社ソフイア	“	タイムスリッパII	“
“	ハッピーシネマVP	“	“		
“	水着でパソチ	“	“		
“	ガンショット	“	“		
“	スーパージャック	マルホン工業株式会社			
“	サークル	“			
“	ブルくん	“			
“	パトリオット	豊丸産業株式会社			
“	エスカルゴ1	“			
“	シチイ	“			
“	ファイバークリスタルII	株式会社三共			
“	ハッピー2	太陽電子株式会社			
“	フルーツパラダイス	京楽産業株式会社			
“	ラッキーベア	“			
アレンジボール遊技機	ロールボットIII	サミー工業株式会社			